

管理組合様・マンションオーナー様へ



ハウスプラスの

大規模修繕工事の延長保証保険

ハンドブック



ハウスプラス住宅保証株式会社

国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

2023.04.01版

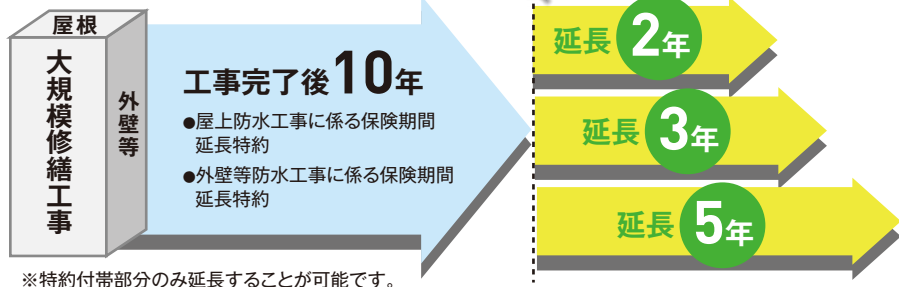
安心して長くマンションに住みつづけるために
「大規模修繕工事の延長保証保険」のお引き受けを開始しました。

ハウスプラス 大規模修繕工事の延長保証保険の特徴

【大規模修繕工事のかし保険】

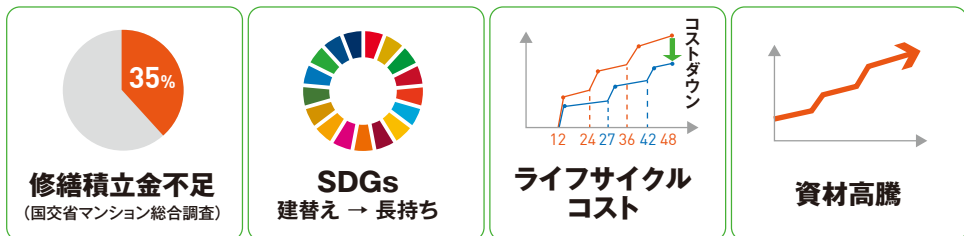
現場検査

【大規模改修工事の延長保証保険】

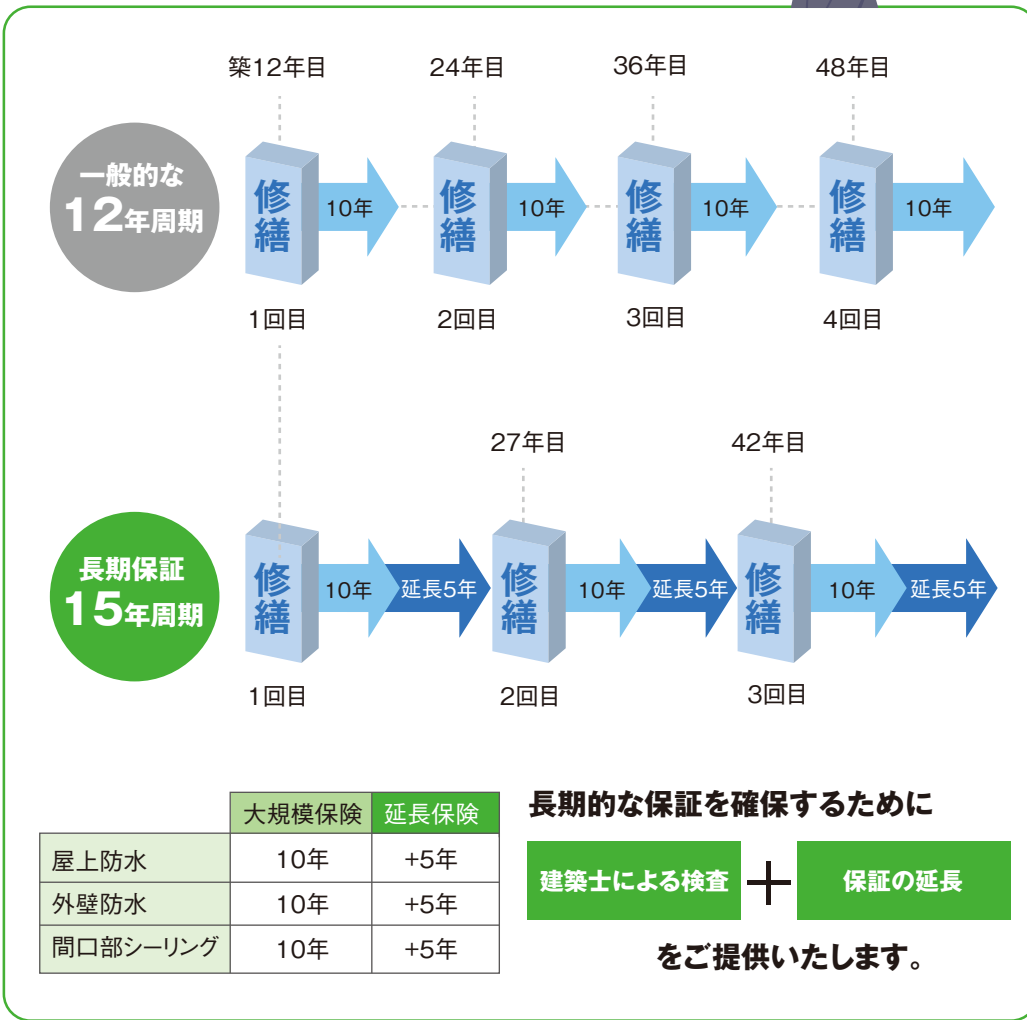


※特約付帯部分のみ延長することが可能です。

- ①大規模修繕工事完了後10年～15年まで補償!
- ②延長保証保険加入のための追加工事は不要!
(アフター点検や不具合に係る修補工事等を除きます)



ハウスプラスの「大規模修繕工事の延長保証保険」で
事業者様の長期保証のサポートをお手伝いし、
発注者様のご不安を解消いたします。



長期的な保証を確保するために

建築士による検査 + 保証の延長
をご提供いたします。

1. 保険対象にできる部分

保険の対象となる範囲は、次のとおりです。

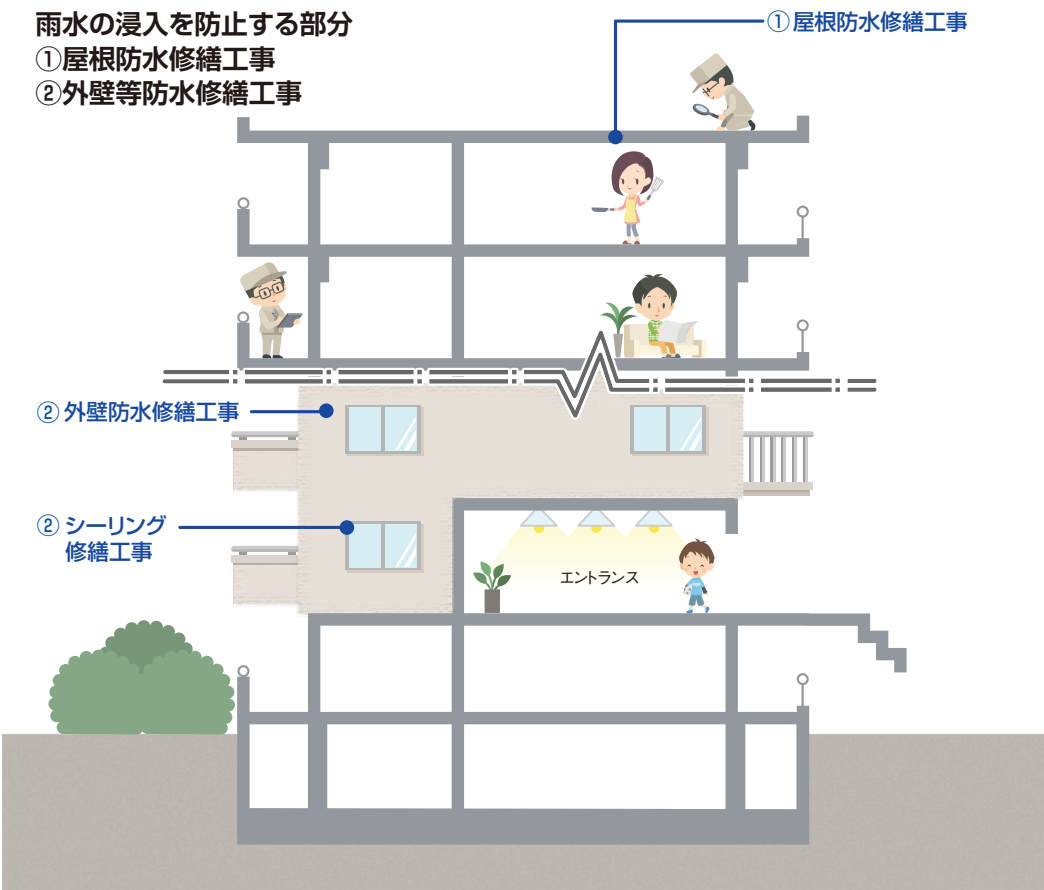
住宅の種類	共同住宅（※併用住宅を含む）
住宅の規模	総階数4階以上または延床面積500㎡以上
住宅の構造	RC造、SRC造または鉄骨造
保険対象工事の範囲	共用部分

※併用住宅とは、住戸数が1で人の居住の用以外に供する部分用途を含む建物を言います。

保険対象にできる部分の一例

修繕工事を実施した以下の部分
雨水の浸入を防止する部分

- ① 屋根防水修繕工事
- ② 外壁等防水修繕工事



2. 保険金額（支払限度額）

保険金額	付保住宅の限度額	5,000万円～5億円 (住宅の規模に準じます)
	損害調査費用の限度額	調査に必要な実額とし、直接修補費用の 10% (上限 200万円)
	直接補修費用の免責金額	10万円
	縮小てん補割合	80% ただし、被保険者様が倒産等の場合 100%

保険金のお支払額(例)

100万円の
修補費用を

- ① 住宅事業者から請求の場合 (100万円-10万円) × 80% = 72万円
- ② 発注者からの請求の場合 (100万円-10万円) × 100% = 90万円

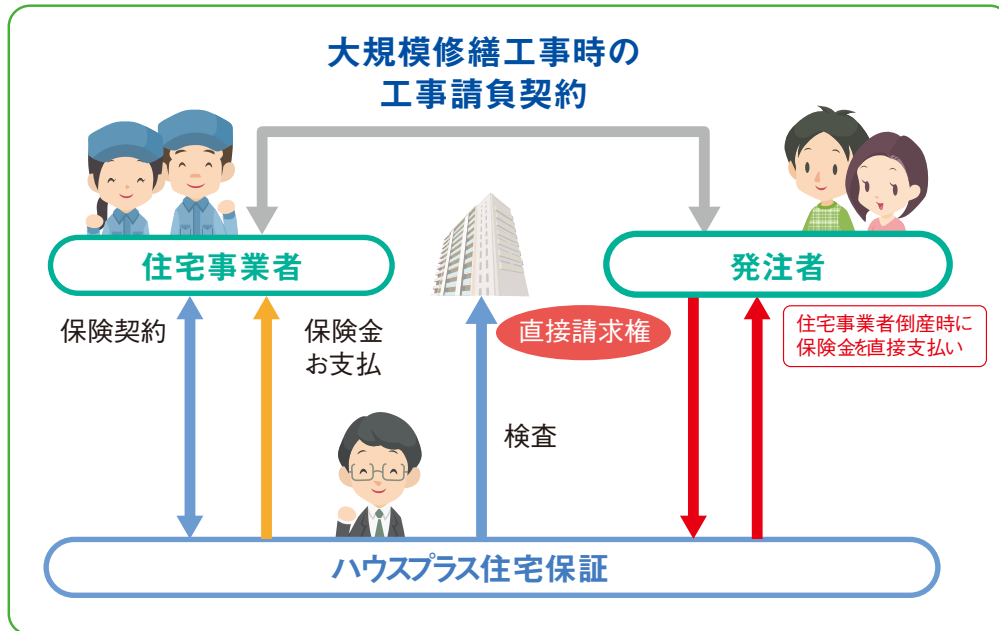
保険金額(支払限度額)は**1住棟**あたりの延床面積に応じて設定しています。

延床面積(㎡)	保険金額(支払限度額)
3,000㎡未満	5,000万円
3,000㎡以上9,000㎡未満	10,000万円
9,000㎡以上15,000㎡未満	20,000万円
15,000㎡以上25,000㎡未満	30,000万円
25,000㎡以上	50,000万円

- 屋上(屋根)防水単体工事については、建築面積に応じて設定しています。
- 団地等(多棟団地申請)の場合については、申請条件により設定が異なる場合がございます。
詳細はお問い合わせください。

3. 発注者様の保険金の直接請求権について

事故による損害が発生した場合において、住宅事業者の倒産等を含め住宅事業者が相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときは、発注者は当社に対し保険金の支払いを請求することができます。



4. 保険金をお支払いする場合・できない場合

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>住宅事業者が瑕疵担保責任・契約不適合責任と同等の保証責任を履行することによって被る損害(主に以下のような場合)に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>例) 大規模修繕工事実施部分(屋根、外壁等)からの雨水の浸入</p>  <p>雨水の浸入 例) 外壁からの漏水</p>
<p>保険金をお支払いできない場合</p>	<p>瑕疵によらない事故 例) 地震、台風等に起因する事故 など</p> <p>地震に起因する瑕疵 </p> <p>火災に起因する瑕疵 </p> <p>台風や落雷に起因する瑕疵 </p> <p>虫食い等に起因する瑕疵 </p> <p>瑕疵に起因する人への障害 </p> <p>住宅以外の財物への損傷等 </p>

保険についての詳細は、お気軽にお問い合わせください！

【この保険に関する連絡先】



ハウスプラス住宅保証株式会社

所在地：〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー18階

T E L：保険の内容についてのお問い合わせ：03-4531-7205

事故発生時のお問い合わせは住宅事業者へご一報ください。

なお、住宅事業者倒産の場合の事故発生時のお問い合わせは
03-4531-7215 へご連絡ください。

営業時間：9:00～17:00 (土・日・祝日および当社休日を除く)